

特集：東日本大震災(2) 震災を踏まえた健康安全・危機管理研究の再構築

<報告>

震災を踏まえた生活環境研究のあり方

寺田宙¹⁾, 鈴木晃²⁾, 秋葉道宏³⁾, 大澤元毅⁴⁾, 樺田尚樹¹⁾

¹⁾ 国立保健医療科学院生活環境研究部

²⁾ 国立保健医療科学院統括研究官 (建築・施設管理研究分野)

³⁾ 国立保健医療科学院統括研究官 (水管理研究分野)

⁴⁾ 国立保健医療科学院統括研究官 (衛生環境管理研究分野)

Environmental health : A study based on the earthquake disaster

Hiroshi TERADA¹⁾, Akira SUZUKI²⁾, Michihiro AKIBA²⁾,
Haruki OSAWA²⁾, Naoki KUNUGITA¹⁾

¹⁾ Department of Environmental Health, National Institute of Public Health

²⁻⁴⁾ Research Managing Director, National Institute of Public Health

抄録

自然災害時には様々な生活衛生上の問題が発生する。地方自治体に対しては平常時の備えとともに、これらの問題に対処する環境衛生監視員の人材確保と資質向上に努めることが求められる。著者らが実施した監視員の实態ならびに環境衛生領域の研修ニーズに関する調査研究では、1) 事務系職員が少なからず監視業務を担当しており、今後もその割合は増えていく可能性があること、2) レジオネラ対策と建築物衛生法、水道法、住居衛生に対する研修のニーズが高いことが明らかになった。事務系職員は必ずしも衛生に関する基礎知識を有しているわけではないため、研修でフォローすることが必須であるが、担当者は広範な業務を担っていることが多く、長期間の研修を受講できないというジレンマを抱えている。レジオネラ対策については対応した研修も存在するものの、1日で終わる講習会がほとんどであり、監視員のニーズに即した1週間程度の研修が望まれる。環境衛生監視員には災害発生時の環境衛生上のニーズに対応するためにニーズを確認する技術と改善手段の選択に関する判断能力が求められるが、現実にはいずれも課題が認められており、災害発生時の対応も見据えながら日常業務のあり方を再検討する必要がある。また、東日本大震災後に被災地を支援した側からは、支援を効果的に行うには被災自治体の受入態勢及び支援ニーズを十分に把握し、地元県・市に加え避難所管理者との連携・信頼を得るためのコーディネーターがとりわけ重要であることが指摘されている。コーディネーターとなり得る人材の養成とともに、災害時における自治体間の連携も今後の健康安全・危機管理研究の課題となろう。

キーワード：環境衛生監視員，人材育成，大規模災害，健康危機管理

Abstract

Preparedness, securing manpower, and improvement in the qualifications of environmental sanitation inspectors are required on the part of local governments to enhance regional health risk management systems. Our study on the training needs and current situation of the inspectors showed that 1) clerical workers who do not necessarily have the basic knowledge of sanitation are responsible for inspection in some municipalities, and 2) training needs related to countermeasures against Legionella, the Maintenance of Sanitation in Buildings Act, the Water Supply Act, and healthy housing are high. In order to be able to respond to the needs of environmental health in times of disaster, it is desirable for environmental sanitation inspectors

連絡先：寺田宙

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

2-3-6, Minami, Wako-shi, Saitama, 351-0197, Japan.

Tel: 048-458-6263

E-mail: terada@niph.go.jp

[平成23年12月26日受理]

to obtain the necessary skills to identify the needs and be able to choose among the various corrective actions; however, the fact remains that some inspectors face technical challenges. Therefore, it is necessary for inspectors to review their daily tasks by keeping disaster response in mind. In addition, personnel development for the coordinators and cooperation among local governments will serve as the challenges for the study on health and safety, and risk management.

Keywords: environmental sanitation inspector, personnel development, large-scale disaster, health risk management

(accepted for publication, 26th December 2011)

I. はじめに

東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災は様々な生活環境上の問題も引き起こした。例えば宮城県では、特に巨大津波の被害に見舞われた沿岸部を中心として海底から巻き上げられたヘドロ、水産加工場から大量に流れ出た魚介類、あるいは市町が収集しきれない家庭等から出た生ごみ、仮設トイレの衛生問題等により、悪臭の発生、衛生害虫のハエ蚊等の大量発生、さらにはアスベストなどの粉じんによる健康被害が懸念されるなど、地域住民の生活環境が悪化した [1]。

これら生活環境上の諸問題に対処するのは環境衛生監視員であり、自然災害時における監視員の役割や必要とされる能力ならびにそれを獲得するための人材育成の方法等は健康危機管理上の重要な研究課題である。鈴木らは平成 20～21 年度、及び平成 22～23 年度の厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業、研究代表者：曾根智史）の分担研究において、「地域健康危機管理に従事する環境衛生監視員の人材開発及び人員配置に関する研究」を実施し、上述の課題を検討してきた [2-4]。その結果を踏まえると、災害発生時の生活環境上のニーズに対応するために環境衛生監視員に求められる技術・能力は概ね以下の 2 点に集約することができる。すなわち、1. ニーズを確認する技術であり、2. 改善手段の選択に関する判断能力である。前者は、例えば飲料水や避難所室内空気的安全性を確認するための水質検査に関する技術であり、空気環境測定に関する技術である。平時の許認可における監視指導で「適・不適」を判断するための技術といえる。一方、後者は、「不適」と判断された場合の適切な改善方法を選択できる能力であり、例えば、給水車によって供給された飲料水を保管するためのポリタンクの適切な保管場所や管理方法を提言できる能力であり、乾燥した室内空気を適切な湿度に保つための加湿器の運転や管理方法を適切に提案できる能力である。これら災害時に求められる技術や能力については、被災時のためのそれとして研修などで獲得することには限界があり、平時の業務の中で行われていることがそのまま、あるいは応用されて発揮されるものと考えられ、平時の生活環境に関する業務のあり方が問われることになる。

また、保健所が各種の健康危機管理を行う際に共通して果たすべき事項をまとめたガイドラインである「地域に

おける健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」（平成 13 年 3 月）では、「平常時の業務についてはその趣旨を十分理解し、日頃から万全の対応を行うことが求められる」として平常時の備えの重要性を強調するとともに、人材確保と職員の資質向上に努めるよう求めている [5]。著者らは平成 21 年度に環境衛生監視員とその主管課を対象として監視員の実態ならびに環境衛生領域の研修ニーズに関する調査研究を行ったので、ここではその調査結果をもとに平常時の生活環境に関する業務、人材確保と職員の資質向上における課題について検討する。

II. 調査方法

平成 22 年 3 月 26 日から 4 月 16 日にかけて、以下の 2 つの調査研究を独立して行った。

1. 環境衛生監視員に対する監視員の实態と研修ニーズに関する調査研究

対象は首長によって環境衛生監視員の任命を受けている全ての保健所職員とし、質問項目は 1. 職種等監視員の属性、2. 研修の必要性、3. 望ましい研修の期間、4. 今後必要と考えられる研修、5. 研修を受講するにあたっての課題とした。「1. 職種等監視員の属性」については 1-1 職種（資格）、1-2 現在の環境衛生監視員としての立場（専従か、兼務か）、1-3 現在の担当業務、1-4 環境衛生監視員としての経験年数、1-5 異動前の担当業務を尋ねた。「2. 研修の必要性」では環境衛生領域上の様々な項目について、研修ニーズの有無、ニーズがある場合にはどんな内容が必要か、外部（職場外）の研修への参加状況を質問した。なお、「5. 研修を受講するにあたっての課題」とは、研修を国立保健医療科学院で開催するにあたっての受講者側の課題である。調査票は各保健所に 5 部ずつ送付し、郵送により回収した。監視員が保健所に 6 名以上いる場合は必要部数をコピーの上、回答していただいた。

2. 環境衛生主管課に対する監視員の实態と研修ニーズに関する調査研究

都道府県、政令市・中核市等保健所設置市、特別区の環境衛生主管課の研修派遣に係わる人事担当者を対象とした。環境衛生監視員を対象にした調査と同様、1. 職種等監視員の属性、2. 研修の必要性、3. 望ましい研修の内容、期

間, 4. 今後必要と考えられる研修, 5. 研修を受講するにあたっての課題について尋ねた。ただし, 「1. 職種等監視員の属性」については, 1-1 監視員の人数, 1-2 実務担当者の人数, 1-3 監視員(実務担当者)の職種, 1-4 監視員の異動の周期, 1-5 今後環境衛生監視員に任用されると考えられる人材, 1-6 前項のような人材が増えることにより生じる課題を質問項目とした。また, 「2. 研修の必要性」では環境衛生領域上の各項目が自治体の業務に該当するのかわ確認した。調査票は都道府県(47), 政令市・中核市等保健所設置市(66), 特別区(23)の計136の環境衛生主管課に送付し, 郵送により回収した。

なお, これらの調査研究は国立保健医療科学院平成21年度教育研究事業の評価に係わるフォローアップ調査に関する研究の一環として, 国立保健医療科学院倫理審査委員会の承認を得て実施した「環境衛生・生活衛生領域における研修ニーズ調査」によるものである。

Ⅲ. 結果

1. 環境衛生監視員に対する監視員の実態と研修ニーズに関する調査研究

調査票を送付した全527の保健所のうち, 395の保健所から回答を得た(回収率75%)。回答の得られた環境衛生監視員は2102名であった。

1) 環境衛生監視員の職歴

(1) 職種(資格)

環境衛生監視員の職種(資格)としては薬剤師が35.6%で最も多く, 次いで獣医師, 化学, 農芸化学がそれぞれ32.2%, 9.8%, 5.6%と, 薬剤師, 獣医師で全体の2/3以上を占めた。上記以外の職種としては保健医療系(医師, 保健師, 診療放射線技師等), 農学系(農学, 水産学, 畜産学, 食品工学等), 理工系(衛生工学, 建築, 土木技師, 機械等)といった技術系の他, 一般行政職等の事務系も挙げられていたのが注目される。

(2) 環境衛生監視員としての立場

環境衛生監視員としての立場を, 「専従」, 「(他の業務との)兼務」, 「任命されているが監視員の業務はしていない」の3つの選択肢から回答していただいた。その結果, 環境衛生監視員のうち環境衛生を専従で行っているのは29.5%, 他の業務との兼務が48.0%であった。また, 20.6%は環境衛生監視員として任命されているが, 環境衛生の業務は行っていないことが明らかになった。なお, 平成22年度衛生行政報告例によれば平成22年度末現在で環境衛生監視員は全国で5809名おり, 専従者はそのうち356名と6.1%に過ぎない。本調査において選択肢の専従が「主として環境衛生監業務に従事している」と解釈されてしまったのが原因ではないかと考えられる。

(3) 現在の担当業務

環境衛生監視員として現在担当している業務のうち, 比較的多かったのは理容師法(46.9%), 美容師法(46.9%),

旅館業法(46.7%)で, 50%を超えるものはなかった。環境衛生監視員の業務内容は極めて広範に及ぶので, 複数の監視員で業務を分担しているためと推察される。この他, 原子力防災, 財務, 自動車リサイクル法等も挙げられており, 保健医療・生活衛生領域以外の業務を兼務している場合もあることが明らかになった。

(4) 経験年数

環境衛生監視員としての経験年数は5年以上が49.5%で最も多く, 次いで1-2年と経験の浅い監視員が31.9%であった。

(5) 異動前の担当業務

環境衛生監視員を担当する前の業務は, 食品衛生法29.0%, 業務11.1%, 環境(大気・水質・その他)8.2%, 廃棄物・リサイクル4.3%の他, 公共工事事務, 土木用地交渉, 道路管理等の都市整備部門, 漁協指導, 畜産, 家畜保健衛生所等の農林水産部門, IT推進, エネルギー, 中小企業振興, 山村振興等の商工部門, さらに労働行政, 教育委員会, 税務関係等と, 監視員の職種が幅広いことを反映して多岐にわたった。

2. 研修の必要性

理容師法, 美容師法, 興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, クリーニング業法等, 環境衛生監視員が担当している業務のうち, 研修のニーズが「非常にある」, 「ある」との回答が最も多かったのはレジオネラ対策, 次いで建築物衛生法, 水道法で, それぞれ合計で64.5%, 62.2%, 59.8%であった。

求められる研修の内容については「基礎的講義」, 「最新情報の提供」, 「技術支援」, 「立入検査の方法」, 「行政指導の方法」の5つの選択肢のうち, 各業務とも「最新情報の提供」との回答が多かった。

外部の研修への参加が最も多かったのは食品衛生法で17.1%, 次いでそ族昆虫の10.0%であった。研修ニーズの高かったレジオネラ対策, 建築物衛生法, 水道法については外部の研修としてそれぞれNPO入浴施設衛生管理推進協議会主催の「レジオネラ対策シンポジウム」, (財)ビル管理教育センター主催の「建築物環境衛生管理技術者講習会」, (社)日本水道協会主催の「水道技術者研修」等への参加がみられるものの, いずれも1日もしくは数日の講習会であったり, 自治体職員を対象としないもので, 監視員のニーズに見合う程度まとまった内容の研修が求められていると考えられた。

3. 望ましい研修の期間

望ましい研修の期間は「数日」が44.7%と最も多く, 次いで「1週間」27.6%, 「1日」13.7%と1週間以内の研修を求める回答が86%を占めた。

4. 今後必要と考えられる研修

今後必要と考えられる研修について自由記載により回答を求めた。回答で多かったのは「浴場施設におけるレジオネラ症予防対策のための立入検査技術, その科学的裏づ

け」等のレジオネラ対策関係、「営業六法の基礎」等の法令・行政指導関連、「建築物衛生と建築基準法等、建築物に関する諸法令」等の建築物衛生関連であった。特にレジオネラ対策関係については「塩素系薬剤の効きにくい泉質に対する消毒剤の選択について（特にチオ硫酸ナトリウムイオン濃度の高い泉質に対する対策）」等、現場の課題を反映した具体的な研修内容が示されており、ニーズの高さが伺えた。

5) 研修を受講するにあたっての課題

「財政状況が厳しく、長期間の出張、滞在が難しい。」といった予算面、「日常業務をこなす上での職場の人的余裕がないため、長期研修は受講しにくい。」、「日常業務に追われがちであるため、研修期間中の業務調整が困難なことが多い。」等の人員・業務面、「子供が小さいので宿泊があると難しい。」等の家庭内の課題が挙げられた。その他、代表的な意見は下記のとおりである。

「日常業務との関係で長期に亘る研修にはなかなか出席できない。しかし1日2日の研修では十分な知識、技術を取得することが困難。この2つの問題をどう解決するかが課題。」

「担当になってすぐ研修をさせていただかないと、研修終了後すぐ配置変えになってしまい役に立たない。」

「中核市では人員配置、予算面で、長期研修を受けると、異動でその業務をはずされると。」

また、研修への要望として1週間程度の短期間の研修や、各ブロックでの出張研修、e-learningを求める意見が寄せられた。

2. 環境衛生主管課に対する監視員の実態と研修ニーズに関する調査研究

回収率は送付数 136、回収数 87 の 64% であった。

1) 職種等監視員の属性

(1) 任用されている環境衛生監視員

任用されている環境衛生監視員は平均で 35.5 名であった。

(2) 実務担当者の人数

任用されている環境衛生監視員のうち、実際に実務を担当しているのは平均で 20.7 名と 6 割以下であった。自治体によっては環境衛生監視員 24 名のうち 2 名と実務担当者が極端に少ないところがあった。

(3) 監視員（実務担当者）の職種

実務担当者の職種は薬剤師が平均で 8.6 名と最も多く、以下獣医師 7.4 名、化学 1.7 名、農芸化学 1.5 名で、その構成は環境衛生監視員を対象にしたアンケートと同様な結果であった。

(4) 監視員の異動の周期

環境衛生監視員の異動の周期については 3 年 (49.4%)、制限なし (25.3%)、4 年 (14.9%)、5 年 (10.3%)、1-2 年 (3.4%)

であった。

(5) 今後環境衛生監視員に任用されると考えられる人材

今後環境衛生監視員に任用されると考えられる人材としては薬剤師が 49.4% で最も多かった。次いで獣医師 (34.5%)、化学、農芸化学といった他の技術系職員 (19.5%) で、事務職 (16.1%) であった。

(6) 前項のような人材が増えることにより生じる課題

(5) のような流れによる課題があるか尋ねたところ、35.6% が「ある」と回答した。代表的な意見を以下に示す。

「“薬剤師が増える”という事のみでなく、一定の職種のみが増加するという事に関して。環境衛生監視員には、非常に幅広い衛生行政の知識が必要とされる。本県では行革による組織再編等により環監が薬事監視、食肉衛生監視を兼ねており、また食肉検査、動物検査は別組織となっていることから薬剤師、獣医師のみが増えてくると、環監としてのキャリアを積むまでに、業務行政、動物等行政に従事する事も多くなり、現状でもキャリアのある職員が減少している状況にある。事務職以外の薬剤師、獣医師を含め、衛生工学等の知識のある職員を幅広く任用する必要があると考える。」

「公衆衛生行政に従事する獣医師を採用する事は困難。」

「獣医は様々な監視員（食品・薬事等）が出来るが、その反面異動がしょっちゅう発生し、実務年数が今以上に短くなる可能性がある。」

「当県主管課においては事務職が担当しており、各種法令に携わる中で専門的な知識が不足しており、現場への指示が困難な場合がある。」

「衛生に関する基礎知識を有しない職員であっても、異動直後から業務に従事しなければならず指導等に影響を与える可能性がある。」

「当市において保健所業務を所管し始めてからまだ 10 年を経過しておらず、その時々で必要に応じて職員を採用してきた。このため、職員の年齢層に幅がない。」

2) 研修の必要性

研修のニーズが最も高かったのは住居衛生、次いでレジオネラ対策、建築物衛生法で、ニーズが「非常にある」、「ある」との回答が合計でそれぞれ 88.1%、87.7%、85.7% であった。また、ニーズが「非常にある」との回答が最も多かったのはレジオネラ対策 (41.1%) であった。

求められる研修の内容については各業務とも「最新情報の提供」との回答が多かった。

外部の研修が「有」との回答が最も多かったのは建築物衛生法 (59.1%) で、他ではそ族昆虫 (50.0%)、住居衛生 (48.1%) 等が多かった。研修のニーズが高いレジオネラ対策については 28.1% に過ぎず、レジオネラ対策の種々の課題に対応した新たな研修が必要であると考えられた。

3) 望ましい研修の内容

望ましい研修の内容は「実務的な研修」が 89.7% と最も多く、現場の監視指導で役に立つ研修を求めていることが

明らかになった。上記の研修の必要性に関する質問では「実務的な研修」が「立入検査の方法」、「行政指導の方法」と2つの選択肢に分かれてしまったので相対的に「最新情報の提供」が多くなったものと考えられた。

4) 派遣可能な研修期間

望ましい研修の期間は「数日」が51.7%と最も多く、次いで「1週間」18.4%、「1日」11.5%と1週間以内の回答が8割近くで、環境衛生監視員と同じように短期間の研修を求める傾向が認められた。

5) 今後必要と考えられる研修

今後必要と考えられる研修としては「レジオネラ対策指導方法と行政側の対応」等のレジオネラ対策関連、「環境衛生業務及びその関連法規並びに行政法令についての研修」等の法令・行政指導関連、「ビル管理やそ族昆虫防除の技術的助言に必要な知識の習得」等の建築物衛生・住居衛生関連が挙げられ、環境衛生監視員の求めている研修とはほぼ一致した。

6) 研修に派遣するにあたっての課題

環境衛生監視員と同様に予算面、人員・業務面を課題として挙げる自治体が多かった。これ以外では、「中核市では職員の長期派遣は難しい（マンパワー不足のため）」

「担当職員が少ないため、長期間の派遣は難しい。建築物衛生法に関する環境衛生監視員向けの研修を行う団体等が無い。貴院で実施されている「建築物衛生研修」は大変役立っているが、3年に1回の実施のため、実施の無い年も数日から一週間の期間で実務的・実技的研修を実施していただきたい。」

(注:「建築物衛生研修」は平成23年度以降、「住まいと健康研修」との隔年実施)

「本県では環境衛生監視員業務を保健所設置市以外の市町に順次、事務移譲を行っている。市町においては、担当者が広範な業務を担当しているため長期間の研修を受講できる状況にない。(市町担当者はその大多数が事務職)」

「業務の都合上、長期間の研修への参加は難しい。研修によっては経験年数の要件があり、これが足かせになっている場合がある。」

といった意見が寄せられた。

IV. 考察

環境衛生監視員の職種、今後環境衛生監視員に任用されると考えられる人材については、いずれも薬剤師と獣医師が多かった。薬剤師と獣医師はそれぞれ薬事法、食品衛生法において無条件で薬事監視員、食品衛生監視員に従事できるよう規定されている。自治体の衛生主管部局では環境衛生だけではなく食品衛生と薬事についても担っているため、薬剤師と獣医師の採用が多くなるものと考えられる。

反面、薬剤師と獣医師は薬事、食品衛生と環境衛生の間での異動が多く、環境衛生監視員として十分な経験を積めないことが課題として挙げられていた。また、環境衛生監視員は業務内容が理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法等と極めて広範に及ぶため、衛生工学等の知識のある職員を幅広く任用する必要があるといった意見も出されている。なお、獣医師については「獣医師の需給に関する検討会報告書」(平成19年5月、獣医師の需給に関する検討会)[6]で、一部の大都市を除き多くの自治体が公衆衛生公務員獣医師の確保に苦慮していること、また、今後そのような傾向に拍車がかかることが指摘されており、自治体によって状況が異なるものと考えられる。

また、都道府県によっては環境衛生に関する業務を保健所設置市以外の市町に移管しており、事務系の職員が環境衛生監視業務を担っていることが明らかになった。今後環境衛生監視員に任用されると考えられる人材についても16.1%の自治体が事務系職員と回答していた。事務系職員は必ずしも衛生に関する基礎知識を有しているわけではないため、研修でフォローすることが必須である。しかしながら、そのような自治体では担当者が広範な業務を担っていることが多く、長期間の研修を受講できないというジレンマを抱えている。

環境衛生監視員としての立場に関する質問では48.0%の監視員が「(他の業務との)兼務」と回答していた。また、平成22年度衛生行政報告例によれば専従の環境衛生監視員がいない自治体が75もあり、多くの自治体は専従の環境衛生監視員を配置できる環境にないことが明らかになった。

研修ニーズについてはレジオネラ対策と建築物衛生法、水道法、住居衛生が高く、このうち建築物衛生法、水道法、住居衛生については国立保健医療科学院で「建築物衛生研修」、「住まいと健康研修」、「水道工学研修」、「水道クリプトスポリジウム試験法に係る技術研修」を行っており、それぞれ評価も高い。一方、レジオネラ対策は対応した研修も存在するものの、1日で終わる講習会がほとんどであり、監視員のニーズに即した1週間程度の研修が望まれる。また、今後必要と考えられる研修に対する回答として多かったのはレジオネラ対策の他、法令・行政指導関連であった。行政指導を行っていく上で訴訟につながる懸念のあるケースが多いことが理由であると考えられる。研修に参加(派遣)する上での課題は、予算、人員・業務、家庭、日程調整で、1週間程度の短期間の研修や、各ブロックでの出張研修、e-learningが要望として挙げられていた。

以上、著者らの調査研究をもとに平時の生活環境に関する業務、人材確保と職員の資質向上の現状について検討した。災害発生時の環境衛生上のニーズに対応するために環境衛生監視員に求められる技術・能力として、鈴木らはニーズを確認する技術と改善手段の選択に関する判断能力を挙げているが[2-4]、現実にはいずれも課題が認められる。ニーズ確認の技術に関しては、許認可の際のたとえば空気

環境測定業務を事業者の自主検査に委ねてしまい、保健所はその結果から「適・不適」の判断を下している地方公共団体が最近では少なくないようである。一方、「不適」と判断された場合、日常の許認可業務では事業者はその旨を伝えるだけで、改善方法については事業者に委ねることがほとんどである。住居衛生に関する相談業務では、改善方法の提案まで行わなければ実効性を担保できないのであるが、そこまで力を入れているところは大都市部の自治体など限られているのが実態である。測定機器の使い方を知らない若い監視員もいるといった例も見受けられるようであり、災害発生時の対応も見据えながら日常業務のあり方を再検討する必要があるといえよう。今般の震災後にも平常時の業務の重要性が改めて認識されており、上述の環境衛生行政の現状を踏まえた健康安全・危機管理研究が望まれる。

今般の震災では市町村や保健所も被災し、行政に携わる人も多大な影響を受けた。このため、総務省は平成23年3月22日付で各都道府県、各政令指定都市宛に職員の派遣についての支援・協力を依頼する通知を発出するとともに、全国市長会・全国町村会の協力を仰ぎながら全国の市町村から被災市町村に対する人的支援の仕組みを構築し、職員の派遣を行った。被災地の岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県及び千葉県に派遣された自治体職員は平成23年10月1日時点で延べ73,802名に上る（総務省調べ、消防及び警察は除く）。例えば、仙台市では一時最大約10万人が避難生活を余儀なくされたため312ヶ所の避難所が開設され、衛生課職員は避難所の運営業務要員として携わらざるを得ない状況になり、初期避難所における環境衛生確保については他の自治体の支援によった[7]。一方、支援した側からは、支援を効果的に行うには被災自治体の受入態勢及び支援ニーズを十分に把握し、地元県・市に加え避難所管理者との連携・信頼を得るためのコーディネートがとりわけ重要であることが指摘されている[8]。コーディネーターとなり得る人材の養成とともに、災害時における自治体間の連携も今後の健康安全・危機管理研究の課題となろう。特に市町村と県型の保健所については縦割りの役割分担が進み過ぎて関係が必ずしもうまくいっていないきらいもあるようなので、平時における連携のあり方を再検討する必要があると考えられる。

謝辞

業務多忙の折にアンケートにご協力いただいた自治体の皆様方に厚く御礼申し上げます。

参考文献

- [1] 宮城県環境生活部．東日本大震災による被災地域の環境・衛生等の確保に関する対応マニュアル（平成23年9月1日改正版）．2011.
<http://www.pref.miyagi.jp/sigen/eiseikaigi/> 対応マニュアル.pdf (accessed 2011-12-14)
- [2] 鈴木晃，八木憲彦，中島二三男，五味武人，竹内彦俊．地域健康危機管理に従事する環境衛生監視員の人材開発及び人員配置に関する研究．厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」（研究代表者：曾根智史）平成20年度総括・分担研究報告書（改訂版）．2009．p.91-111.
- [3] 鈴木晃，八木憲彦，中島二三男，五味武人，竹内彦俊，奥田博子．地域健康危機管理に従事する環境衛生監視員の人材開発及び人員配置に関する研究．厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」（研究代表者：曾根智史）平成21年度総括・分担研究報告書．2010．p.91-105.
- [4] 鈴木晃，八木憲彦，竹内彦俊，五味武人，奥田博子．保健所等の職員（環境衛生監視員）の資質・能力を向上させるための教育研修手法に関する研究．厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業「地域健康安全を推進するための人材養成・確保のあり方に関する研究」（研究代表者：曾根智史）平成22年度総括・分担研究報告書．2011．p.23-35.
- [5] 地域における健康危機管理のあり方検討会．地域における健康危機管理について―地域健康危機管理ガイドライン―．2003.
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/guideline>
- [6] 獣医師の需給に関する検討会．獣医師の需給に関する検討会報告書．2007.
http://www.maff.go.jp/j/press/2007/pdf/20070531press_1b.pdf
- [7] 毛利淳子．東日本大震災被災地における環境衛生確保の取り組み．第55回生活と環境全国大会抄録集．2011．p.45-6.
- [8] 奥村龍一．東京都の震災復興支援活動．第55回生活と環境全国大会抄録集．2011．p.43-4.